

○原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律指定医療機関医療担当規程(平成七年六月二十三日厚生省告示第百二十四号)

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成六年法律第百十七号)第十三条第一項の規定に基づき、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律指定医療機関医療担当規程を次のように定め、平成七年七月一日から適用し、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律指定医療機関医療担当規程(昭和三十二年五月厚生省告示第百八十号)は、平成七年六月三十日限り廃止する。

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律指定医療機関医療担当規程

(通則)

第一条 指定医療機関は、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成六年法律第百十七号)及び原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則(平成七年厚生省令第三十三号)に定めるところによるほか、この規程に定めるところにより、同法の規定による被爆者の医療を担当しなければならない。

(診療開始時等の注意)

第二条 指定医療機関は、被爆者の診療を正当な理由がなく拒んではならない。

第三条 指定医療機関は、被爆者から医療の給付を求められたときは、その者の提出し、及び提示する認定書及び被爆者健康手帳が真正であることを確かめなければならない。

2 指定医療機関は、診療を行っている被爆者(以下この条において「当該被爆者」という。)から転医その他正当な理由により認定書の返還を求められたときは、認定書を返還しなければならない。

3 指定医療機関は、当該被爆者の負傷若しくは疾病が治ゆし、又は当該被爆者が診療を受けることを中止し、若しくは死亡したときは、認定書を、指定医療機関の所在地の都道府県知事(その所在地が広島市又は長崎市であるときは、当該市の長とする。)を経由して、厚生労働大臣に送付しなければならない。

4 指定医療機関は、当該被爆者の診療を終了したときは、その者の被爆者健康手帳に、その行った医療の概要を記載しなければならない。

(診療時間)

第四条 指定医療機関は、診療時間において診療を行うほか、被爆者が、やむを得ない事情により、その診療時間に診療を受けることができないときは、その者のために便宜な時間を定めて診療を行わなければならない。

(援助)

第五条 指定医療機関は、被爆者に対し次に掲げる範囲の医療を行うことが必要であり、かつ、自ら行うことができないと認めたときは、速やかに、その者に対し必要な援助を与えなければならない。

- 一 病院又は診療所への入院に伴う世話その他の看護
- 二 移送

(証明書等の交付)

第六条 指定医療機関は、被爆者から、その行う診療につき、必要な証明書又は意見書の交付を求められたときは、無償で交付しなければならない。

(診療録)

第七条 指定医療機関は、被爆者に関する診療録に健康保険の例によつて医療の担当に關し必要な事項を記載しなければならない。

(帳簿の保存)

第八条 指定医療機関は、診療及び診療報酬の請求に関する帳簿及びその他の書類をその完結の日から三年間保存しなければならない。ただし、診療録にあっては、その完結の日から五年間とする。

(指定訪問看護事業者等に関する特例)

第九条 指定医療機関である健康保険法(大正十一年法律第七十号)第八十八条第一項に規定する指定訪問看護事業者又は介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス事業者(同法第八条第四項に規定する訪問看護を行う者に限る。)については、第三条第四項、第五条及び第八条ただし書の規定は適用せず、第七条中「に関する診療録」とあるのは「対する指定訪問看護等の提供に関する諸記録」と、「健康保険の例によつて」とあるのは「健康保険又は後期高齢者医療の例によつて」と、それぞれ読み替えて適用するものとする。

(薬局に関する特例)

第十条 指定医療機関である薬局については、第三条第四項、第五条及び第八条ただし書の規定は適用せず、第七条中「診療録」とあるのは「調剤録」と読み替えて適用するものとする。

改正文 (平成一二年三月三〇日厚生省告示第一一七号) 抄  
平成十二年四月一日から適用する。

改正文 (平成一二年一二月二八日厚生省告示第六〇九号) 抄  
平成十三年一月六日から適用する。

改正文 (平成二〇年三月三一日厚生労働省告示第一八二号) 抄  
平成二十年四月一日から適用する。